



記者発表資料

令和8年2月24日(火)

日高市

福祉子ども部 子育て応援課 保育担当

Tel042-989-2111 内線1606

課長 今田 麻弓

担当者職・氏名 主査・齋藤 亮輔

保育所等通園児の副食費の無償化を開始します

令和8年4月から、保育所等に通う3歳児クラスから5歳児クラスの児童の保護者が負担している給食費のうち、国が定める副食費の基準額を市が補助し、副食費の無償化を図ります。

対象（次のいずれかを満たす児童）

- 認可保育所、認定こども園（保育認定）に通園する3歳児クラスから5歳児クラスの児童（満3歳以後最初の3月31日を経過した児童）
- 認定こども園（教育認定）、幼稚園に通園する3歳児クラスから5歳児クラスの児童（満3歳以後の児童）
- 認可外保育施設に通園する3歳児クラスから5歳児クラスの児童（満3歳以後最初の3月31日を経過した児童）

副食費

副食費は、給食費のうち、ご飯・パン・麺類などの主食以外の肉・魚・野菜・果物・デザート・お茶などの費用のことをいいます。

補助額

国が定める基準額で、低所得世帯などに適用されている副食費免除加算（施設に対し給付する副食費の公費負担額）と同じ額を上限として市が負担します。

※日高市立保育所にあっては、対象児童の副食費を徴収しません。